

戦争に關するWRIの見解

シモーン・ベーク（戦争と革命）

とができるだろう。

これは一九三三年に發表されたS・ベークの「戦争と革命」への省察Vの部分的抄訳である。（文責・向井）

WRI日本の宣言の第一にある「私はどのような戦争も支持しない」という項目について、メンバーのなかでも疑念をもつ人は多いだろう。たとえば民族解放闘争としての植民地戦争をどうみるのか。東アジア反日武装戦線の兵士たちの戦いは、内戦としての攻撃とも言えるのでは—などと。

WRIの「戦争V」に対する見解は、まずきわめて原則的な立場に立つ。その原則をはっきりしたうえで現実の状況に対して、たとえばベトナム人民の独立闘争を支持する—といった具体的な対処をすることになる。（そのような対処と判断について、現代暴力論ノート（三一）新書「アナキズムと現代V所蔵」は、論理的な解明として示唆的である）

ところで、その原則となる「戦争V」に対してのWRIの見解Vは、次の文章によって明快に代弁させるこ

…マルクスは「生産の近代的様式の特徴は—資本が占有している労働用具への労働者の従属である」と云った。資本主義経済競争において、資本家は、労働者を搾取するという武器以外の手段をもたない。だから、資本家間の競争は、自己の労働者に対する搾取の強化—労働者への闘争というかたちになっていく。それは遂に—総資本が全労働者に対する闘争になっていく—ということを論証するものであった。

その論理をあてはめるならば—現代の戦争の特徴は、権力が占有している武器への、兵士・人民たちの従属—にはかならない。

つまり、武器は、自分では決して戦わぬ者—国家権力・支配者によって占有され、その意志のもとに兵士が行使を強制される。

そして、支配者は、己れの人民に武器をとって闘わせ

ること以外に、戦争する方法をもたない。

つまり戦争は、人民を兵士とすること、その兵士に武器をとらせること——の強制を基盤として成立している。それゆえに、支配者にとって戦争とは、まず、権力の側からする兵士・人民への強制としてあらわれる人民との闘争である。そのことが明らかになればなるほど、そして遂にそれは、全国家群と諸国民総体との闘争の様相を呈するものとなる。

ところで機械は、労働者から労働力以外のものは奪わない。そして資本家は、労働者を解雇する以外の強制手段をもたない。その強制手段にしても、労働者が、他にも存在する戦場をえらぶ可能性をもっているために、しばしば弱められている。

これに反して、兵士は武器をもつことによって、自分の生命を犠牲にすることを強要される。しかもその強要は、暴力的な処刑の脅迫によってなされるのである。

この事実が人民にとって、戦争で追及される目的がいかに至高なものであっても、その戦争手段が必然的に人民に及ぼす結果——A死の犠牲の強要V——がまず何よりも重大な問題であるということを明らかにする。

ということは戦争が、防衛的か、攻撃的か、帝国主義的であるか、民族主義的かなど、を問題とする以前に、兵士が死を強要されているか、いないか、がまず問われているなければならないのである。

戦争に関するほとんどの見解にみられる、大きな共通したあやまち、権力者の視点からみて、それを対外政治上の問題としてとらえていることである。しかし人民の立場からすれば、戦争はまず何よりも国内政治の冷厳で残酷な事実でしかない。

そしてどのような権力も敵側が、A兵器——軍隊——兵士Vを戦闘の方法とする以上、自分の側も同じようにその方法をいさるをえないことにおいて、かならずつねに戦争は、人民にとって敵なのである。

また戦争は、人民に戦争遂行集団の役割をつとめさせるだけでなく、その上に戦争指導権力を頂かせる機構をつくりあげる。そしてこの軍事機構はひとたびつくりされると、破壊されるまで膨張しつづけて消滅することはない。とすればたとえ革命権力に指導されるものであっても、戦争はすべて反人民的反動の重大な要素とみなされねばならないだろう。

歴史は——戦争はかならず革命の墳墓となる以外にない

こと——を教えている。

すなわちその軍事指揮装置、警察や憲兵・特別法や軍事裁判・逃亡や命令違反に対する処刑、それらの強制や威迫の一切が存在せずに、革命兵士自身——というよりは武器をもった市民自身の意志で——戦闘することが保証され、確立しているのでなければ、たとえ革命のためであるとしても、この終局は動かし難い——であろう。そしてはじめのゲリラ段階で保証されたかにみえる兵士自身の自由も、武器のエスカレートと共にかならず崩壊してしまふのである。

このようにみると、革命戦争は、たとえ勝利するとしても、軍事的闘争のメカニズムそのものによって、自らが反革命に転化するか、敵勢力の有力な反撃の下についえるか、しかないことになる。

——もっとも戦争がひきおこす権力の動揺が、たまたま革命的要因であるかに見える場合もある。それは、戦争が国家権力の機能に最大の試練を与えるから、という意味においてではない。

つまりぜい弱な権力や組織は、その試練に堪えることができず、事があると混乱し解体をはじめめる。それも戦争が、一方の側の完全な勝利と支配に終るのではなく、

停戦講和などで、敗戦による国家機能の破壊が中途半ばとなることによって、国家の瓦解のかわりにさらに完全な国家をめざす人疑似革命V——新しい権力——があらわれるだけである——

それゆえ戦争がいかに革命を目的にしようとも、そのめざす革命よりさらに残虐な重圧に人民をあえがせることになる——とくに、打倒しようとする国家体制と権力を別のかたちのもとにつくり出す——という繰返しを生むにすぎない。

そこで、私たちが求める真の革命の展望は、ごく限られてくるだろう。それは——戦争という手段によることなしに、私たちは人民自身の革命を創り出すことができるか——そしてこの一事からうかびあがってくるもの——非暴力直接行動——に一切の希望をかけ、前人未踏の困難にいとむしかない——ということである……



W R I 日本 の 宣言

1. 私はどのような戦争も支持しない。

したがって軍隊のどのような部署にもつかず、兵器や戦争用資材を製造したり、取扱う職業につかないことを決意する。また国家の戦争遂行に、直接役立ったり助けることの一切を拒否し、それゆえ戦争や兵役から自由になろうとのぞむ人を助け、その行為の達成に協力する。

2. 私は戦争原因の除去のために、出来得る限り行動をする。

戦争は、侵略的、競争的、経済組織や、階級、人種民族、宗教、イデオロギー、差別、そしてとくに国家についてのあやまった一般的観念がその原因となっている。私は、たんに戦争を否定するのではなく、戦争原因の根源と闘い、相互扶助の自治管理社会をめざす方向において、戦争を消滅させるため、自分の努力を

つくす。

3. 私は、自分の実践行動の基盤に非暴力直接行動をおく。

国家間で行われる戦争は、暴力の最大のものでありそれは又権力が自己を維持するために最後のより所とする人民抑圧の装置でもある。

もし権力と闘って、かりに人民の側が勝利することができたとしても、それが暴力によるものであるかぎり、かならず新しい権力装置を生みだすことになるだろう。歴史はその方向が決して人類に真の自由と解放をもたらさないことを教えている。とすれば、いまだのように困難であろうとも私の取る道は、暴力の悪循環を断つ非暴力直接行動以外にない。

以上の三つの立場にもし私が反するようなことがあった場合、それを自覚すると否にかゝらず、私はW R I メンバーである資格を自動的に失い、自ら除籍されるものであることを承認する。

しかし、その時もお私はW R I 支持者としてとど

まり、あやまりを正すことによって再登録し、メンバーにもとる最大の努力をする。

メンバーの任務

WRIの真の力は、個人が自立して自分の責任において行動する個人の自覚のうちにある。従って個人はWRIに所属するのではなく、自己をWRIとして發揮するのであるから、WRIに対しての責任、義務は自己に対しての責任、義務として、みずから履行すること以外に一切ない。もちろん任務や活動についてどんな強制も課せられない。このことが以下の前提である。

WRIメンバーとしての私の任務は、第一に戦争抵抗運動V/A反戦平和運動V/A反核・反自衛隊・反基地運動Vおよびそれと関連し提携する各種の反権力運動を支持し、自分のなしうる方法で具体的に協力する。

ことである。

それらの運動は、国家権力とその組織一般がもつ権力主義的傾向によって、しばしば分断され、時には対立している。その切断された間隙を埋めるために周辺の運動に積極的に接触し、WRIがその役割とする組織間の情報交流、共同行動、分業的提携、相互支援の關係をつくりだし、その自由連合の媒体となることである。

第二に、軍務忌避や戦争抵抗者、さらにひろく国家権力との闘争によって逮捕された者の、投獄、監禁、処刑、追放に救援の手をさしのべ、自由を回復させるために働くことである。

そのために独自の、またはすでにある救援組織に参加し、具体的個別的救援活動をおしすすめる。

第三に、非暴力直接行動を實踐し発展させ、日常における力として具体化することである。

その第一歩は、いまほとんどその力としての意味を失っている非暴力直接行動を自覺的にとらえなおすことであり、それと併行した研究会、集会、トレーニング

ングセミナー、宣伝行動である。

さらにWRI宣伝誌「直接行動」その他をひろめ、できうれば新しいメンバーと支持者をつくることである。

第四に、WRI日本の特徴は、第一に△反戦△反権力△個人の決意―責任△。第二に△運動の連合△△抵抗者との連帯と救援△。第三に△非暴力直接行動△、そして第四は△インターナショナル△である。

WRI日本の小さな活動は、各国WRIと△不可視の連合△によって結ばれ、相互に力となりあうことによって、世界的な活動の一翼としての意味をもっている。

その確信はまた私に、各国WRIの活動やその訴えに関心を向け、自分の可能な方法で応える努力をひろげるだろう。

その具体的な問題提起や行動は、ニュースレターその他で連絡されることになる。

登録について

△WRI宣言△と△メンバーの任務△を受入れ、みずからWRIであるとしたとき、あなたはWRIのメンバーです。

だから登録は、あくまで自己確認の事務的手続きとしての意味しかありません。たと自分の決意だけでは他のWRIメンバーとの交流や共同関係がつけられにくいこと、およびWRIインターナショナルとは、日本セクションを通じた関係が求められているなどの理由から登録をする―ということになります。

もちろんそれゆえ、登録によってあなたはWRI日本に、みずからが課すもの以外何の義務をも負うことはないことが原則です。

1. WRIメンバーは、別紙形式の登録用紙に署名して事務^所あてにお送り下さい。

なお、ベルギーの国際事務所へ送る年額千円をふくめた年会費三千円（以上）を添付して下さい。たゞし、現在失業中の無収入者、低収入者は、免除または自分が判断した任意の額でかまいません。

2. 職業その他の事情で、メンバーとなりえない方は支持者になって下さい。その意志を表明された方、および年額千円以上のカンパをされた方を支持者とします。メンバーと支持者の区分は、個人の決意と行為に属することであり、取扱いと同じです。たゞし、その名簿は公開しません。

3. 事務所は、WRI日本の総会が開催され、メンバーの総意で運営方針が決定されるまでWRI大阪と自発的に申出たメンバーの責任で維持運営します。またWRI国際事務所の分担金、ニュースレター宣伝誌の発行費、通信連絡などの事務所費用は、会費とカンパ紙誌売上げによってまかいます。

委託販売の助っ人を！

△直接行動Vの販売は、ほとんど手渡しと郵送しかなく、WRI事務所と直接関係がある方以外には、届ける方法がありません。

そこで、お願い！ あなたの周辺の本屋さんその他で、店頭にならべて売ってくださるところをつくって下さいませんか。

創刊号は、宣伝広告の意味をふくめ、そのために若干増刷しました。

委託は三部から十部以内。定価を五百円とし三割引で納入、清算は次号発行時（約三ヶ月后）までという条件。

その「取次ぎ納本、清算」までの世話を各地でして下さる助っ人を求めます。とくにWRIメンバーで可能な状況の方は、是非活動のひとつとして！

折返し事務所（水田まで）連絡下さい。